

第百五十六回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成十五年五月十六日(金曜日)

午前九時四十七分開議

出席委員

委員長 高橋 一郎君  
理事 竹下 巨君  
理事 町村 信孝君  
理事 堀込 征雄君  
理事 金田 英行君  
理事 小泉 龍司君  
理事 下村 博文君  
理事 高鳥 修君  
理事 林 省之介君  
理事 松野 博一君  
理事 加藤 公一君  
理事 島 聡君  
理事 中山 義活君  
理事 山井 和則君  
理事 高橋 嘉信君  
理事 瀬古由起子君  
理事 植田 至紀君

竹本 直一君  
阿久津幸彦君  
東 祥三君  
亀井 久興君  
小西 理君  
田村 憲久君  
西川 京子君  
福井 照君  
柳本 卓治君  
齋藤 淳君  
手塚 仁雄君  
松崎 公昭君  
山名 靖英君  
大幡 基夫君  
今川 正美君

総務大臣 片山虎之助君  
衆議院調査局第二特別調査室長 大竹 邦実君

委員の異動

四月一日

辞任 亀井 善之君

補欠選任 川崎 二郎君

五月十六日

辞任 松岡 利勝君

補欠選任 林 省之介君

水野 賢一君

山花 郁夫君

穀田 恵二君

同日

辞任

西川 京子君

林 省之介君

齋藤 淳君

瀬古由起子君

補欠選任

水野 賢一君

松岡 利勝君

山花 郁夫君

穀田 恵二君

五月十五日

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

二月三日

十八歳選挙権の早期実現に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一二七号)

同(石井郁子君紹介)(第一二八号)

同(小沢和秋君紹介)(第一二九号)

同(大幡基夫君紹介)(第一三〇号)

同(大森猛君紹介)(第一三一号)

同(木島日出夫君紹介)(第一三二号)

同(児玉健次君紹介)(第一三三号)

同(穀田恵二君紹介)(第一三四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一三五号)

同(志位和夫君紹介)(第一三六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一三七号)

同(瀬古由起子君紹介)(第一三八号)

同(中林よし子君紹介)(第一三九号)

同(春名真章君紹介)(第一四〇号)

同(不破哲三君紹介)(第一四一号)

同(藤木洋子君紹介)(第一四二号)

同(松本善明君紹介)(第一四三号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一四四号)

同(山口富男君紹介)(第一四五号)

同(吉井英勝君紹介)(第一四六号)

は本委員会に付託された。

二月二十八日

在外選挙等に関する陳情書(横浜市中区新港二の三の一坂本重太郎)(第三五号)

三月二十七日

投票の機会の保障に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一三本林徹)(第五四号)

一月二十一日

政党助成制度(政党交付金)の廃止に関する意見書(奈良県上牧町議会)(第六〇六号)

定住外国人の地方参政権に関する意見書(石川県鳥屋町議会)(第六〇七号)

同月三十一日

選挙活動における要約筆記通訳の認定等に関する意見書(長野県塩尻市議会)(第一八一五号)

二月十七日

永住外国人の地方参政権確立に関する意見書(岐阜県可児市議会)(第三〇四号)

永住外国人の地方自治体参政権確立に関する意見書(和歌山県粉河町議会)(第三〇四一号)

障害者の参政権を保障するための制度整備を国に求めることに関する意見書(千葉県市川市議会)(第三〇四二号)

選挙権年齢引き下げに関する意見書(佐賀市議会)(第三〇四三号)

同月二十一日

定住外国人の地方参政権に関する意見書(石川県鳥越村議会)(第三五五一号)

三月二十日

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(長野県議会)(第四二〇四号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡県田町議会)(第四二〇五号)

同月二十七日

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海道小樽市議会)(第四六七一号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海道十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(京都市議会)(第四六七五号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(高知県土佐町議会)(第四六七六号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡県宗像市議会)(第四六七七号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(大分県議会)(第四六七八号)

政党助成制度(政党交付金)の廃止に関する意見書(北海道小清水町議会)(第四六七九号)

政治への信頼回復に関する意見書(大阪府議会)(第四六八〇号)

四月四日

永住外国人の地方参政権確立に関する意見書(岐阜県御嵩町議会)(第五〇九三三号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(長野県浅科村議会)(第五〇九四号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(大阪府高槻市議会)(第五〇九五号)

政治資金規正法等の一部改正を求めることに関する意見書(岩手県議会)(第五〇九六号)

選挙運動における要約筆記等の実現に関する意見書(長野県議会)(第五〇九七号)

同月九日

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海道白老町議会)(第五四六七号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(青森県大鰐町議会)(第五四六八号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(茨城県美浦村議会)(第五四六九号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(埼玉  
県八潮市議会)(第五四七〇号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(高知  
県土佐山田町議会)(第五四七一号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県大牟田市議会)(第五四七二号)  
政党助成金制度の廃止に関する意見書(北海道  
黒松内町議会)(第五四七三号)  
選挙活動における要約筆記通訳の認定等に関す  
る意見書(長野県茅野市議会)(第五四七四号)  
同月十四日

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海  
道函館市議会)(第五九三七号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海  
道士別市議会)(第五九三八号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(埼玉  
県久喜市議会)(第五九三九号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(千葉  
県岬町議会)(第五九四〇号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(石川  
県議会)(第五九四一号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(山梨  
県塩山市議会)(第五九四二号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(長野  
県丸子町議会)(第五九四三号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(愛知  
県議会)(第五九四四号)

政党助成制度(政党交付金)の廃止に関する意見  
書(山手県大東町議会)(第五九四五号)  
選挙活動における要約筆記通訳の認定等に関す  
る意見書(長野県諏訪市議会)(第五九四六号)  
選挙活動における要約筆記通訳の認定等に関す  
る意見書(長野県下諏訪町議会)(第五九四七号)  
政治資金規正法等の一部改正を求めることに関  
する意見書(長崎県議会)(第五九四八号)  
同月十八日

永住外国人の地方参政権確立に関する意見書  
(岐阜県土岐市議会)(第六三六二二号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海

道伊達市議会)(第六三六三三号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海  
道江差町議会)(第六三六四四号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福島  
県白河市議会)(第六三六五五号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(東京  
都調布市議会)(第六三六六六号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(新潟  
県五泉市議会)(第六三六七七号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(長野  
県北御牧村議会)(第六三六八八号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(大阪  
府和泉市議会)(第六三六九九号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(大分  
県別府市議会)(第六三七〇号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(沖繩  
県石垣市議会)(第六三七一一号)  
選挙活動における要約筆記通訳の認定に関する意見  
書(長野県原村議会)(第六三七二二号)  
政治と力ネに係る真相解明に関する意見書(青  
森県八戸市議会)(第六三七三三号)  
同月二十五日

永住外国人の地方自治体参政権確立に関する意見  
書(和歌山県桃山町議会)(第六九二二四号)  
公共事業受注企業からの政治献金を禁止するた  
めの法整備に関する意見書(北海道旭川市議会)  
(第六九二二五号)  
公共事業受注企業からの政治献金禁止に関する  
意見書(北海道登別市議会)(第六九二二六号)  
公共事業受注企業からの政治献金禁止に関する  
意見書(北海道東神楽町議会)(第六九二二七号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海  
道旭川市議会)(第六九二二八号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海  
道美幌市議会)(第六九二二九号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海  
道登別市議会)(第六九三〇〇号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(北海

道仁木町議会)(第六九三一一号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(岩手  
県宮古市議会)(第六九三二二号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(埼玉  
県三郷市議会)(第六九三三三号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(千葉  
県市川市議会)(第六九三四四号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(千葉  
県船橋市議会)(第六九三五五号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(岐阜  
県姪川村議会)(第六九三六六号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(京都  
府宇治市議会)(第六九三七七号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(大阪  
府泉佐野市議会)(第六九三三八号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(大阪  
府松原市議会)(第六九三九九号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(和歌  
山県打田町議会)(第六九四〇〇号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(高知  
市議会)(第六九四一一号)

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県北九州市議会)(第六九四二二号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県飯塚市議会)(第六九四三三号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県山田市議会)(第六九四四四号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県中間市議会)(第六九四五五号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県鞍手町議会)(第六九四六六号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県稲築町議会)(第六九四七七号)  
十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(福岡  
県香春町議会)(第六九四八八号)  
政党助成制度(政党交付金)の廃止に関する意見  
書(広島県安浦町議会)(第六九四九九号)

は本委員会に参考送付された。  
本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第一一五号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出 公職選挙法の一部を改正する法律案  
を議題といたします。  
これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総  
務大臣。

公職選挙法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法  
律案につきまして、その提案理由及び内容の概要  
を御説明申し上げます。

この法律案は、選挙人の投票しやすい環境を整  
えるため、期日前投票制度を創設するとともに、  
在外投票について在外公館投票と郵便等投票との  
いずれかの方法により行うことができることと  
し、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区  
選出議員の選挙区の改正を行うほか、所要の規定  
の整備を行うこととするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説  
明申し上げます。

第一に、期日前投票に関する事項であります。  
選挙の当日に投票することが困難であると見込  
まれる選挙人の投票については、当該選挙の期日  
の公示または告示があった日の翌日から選挙の期  
日の前日までの間、期日前投票所において、行わ  
せることができることとしております。

第二に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関  
する事項であります。

衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区について  
は、埼玉県第一区は岩槻市並びにさいたま市見沼  
区、浦和区及び緑区とし、埼玉県第五区はさいた  
ま市西区、北区、大宮区及び中央区とし、埼玉県  
第十五区は蕨市、戸田市並びにさいたま市桜区及  
び南区とすることとしております。

第三は、在外投票に関する事項であります。  
在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員または参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行わせることができることとしております。

第四に、施行期日等に関する事項であります。  
期日前投票に関する事項については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項については公布の日、在外投票に関する事項については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上のほか、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、期日前投票所における投票を電磁的記録式投票機を用いて行うことができるようにするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○高橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午前九時五十分散会

**公職選挙法の一部を改正する法律案**

**公職選挙法の一部を改正する法律**

第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「選挙権のない者の投票」に改め、同条中「選挙の当日」の下に「(第四十八条の二の規定による投票にあつては、投票の当日)」を加える。

第四十四条第一項を次のように改める。

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。  
第四十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 選挙人は、選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。)の対照を経なければ、投票をすることができない。

第四十六条の二第一項中「次条」の下に、「第四十八条の二」を加える。  
第四十八条の次に次の一条を加える。  
(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。  
二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。  
三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。  
四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。  
五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第三十七條第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。

第三十七條第二項及び第六項	当該選挙の選挙権	選挙権
第三十八條第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者 二人以上五人以下 前三日まで	選挙権を有する者 二人
第三十八條第二項	投票所 その投票区における選挙人名簿に登録された者	期日前投票所 選挙権を有する者
第三十八條第四項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第四十二條第一項	選挙の当日投票所	第四十八條の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十五條第一項	選挙の当日、投票所	第四十八條の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十六條第一項から第三項まで	投票所	期日前投票所
第五十一條	第六十條	第四十八條の二第三項において準用する第六十條
第五十三條第一項	投票所 閉鎖しなければ	期日前投票所 当該投票の日の最後
第五十三條第二項	できない	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合

第五十五条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日を開票管理者	は、この限りでない 投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者	

3 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
第四十条第一項	午前七時	二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を
第四十条第二項	通知し、かつ、市野村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ

第四十一条第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所 選挙の当日を除く外、市町村	期日前投票所 市町村

4 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。  
第四十九条第一項を次のように改める。  
前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

「第四十九条第二項中「前項」を「前条第一項及び前項」に、「前条」を「第四十八条」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同項」を「同項及び第一項」に、「前条」を「第四十八条」に改める。  
第四十九条の二第一項中、「第四十八条及び前条」を「及び前三条」に改める。  
第五十五条中「投票の」を「選挙の」に改める。  
第五十六条中「投票の当日」を「選挙の期日」に改める。  
第六十五条中、「投票の当日又はその翌日(一開票区に数投票区があるときは)を削り、「翌日」を「翌日」に改める。  
第六十六条第二項中「各投票所」の下に「及び期日前投票所」を加える。  
第六十七条第五項中「前日までの間、」の下に「期日前投票所又は」を加える。  
第二期日前投票所又は」を加える。  
第二百二十八条第一項中「投票所」の下に「期日前投票所を含む。以下この章において同じ。」を加える。  
第二百六十三条第三号中「投票所」の下に「期日前投票所」を加える。  
別表第一埼玉県第一区の項を次のように改める。  
第一区  
岩槻市  
さいたま市  
見沼区  
浦和区  
緑区  
別表第一埼玉県第五区の項を次のように改める。  
第五区  
さいたま市  
西区  
北区  
大宮区  
中央区  
別表第一埼玉県第十五区の項を次のように改める。  
第十五区  
蕨市  
戸田市  
さいたま市  
桜区





場所を「期日前投票所」に、「当該場所一箇所」を「一の期日前投票所」に改め、同条に次の一項を

加える。  
7 前三項の規定は、不在者投票管理者(市区町

村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者に限る。)の管理する投票を記載する場

所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。

第十三条第一項の表中

六、四七四、六四四	五、七四三、一〇七
七、五一三、五九八	六、八一七、三七五
八、九五八、六〇一	八、三三三、〇〇六
一〇、七四六、九三三	一〇、二二七、二八〇
三、二二〇、五〇二	二、九四八、三五五
四、二九一、九六四	三、九六二、一一二
六、三三六、四九三	五、八二一、九八八
八、八五一、五三三	八、二〇四、五八七
一〇、七七九、三八九	一〇、一三八、三七四
四一〇、八二三	三九二、四七九
四三三、一五五	四一四、八一
六四三、五六九	五九四、一〇九
一、一一八、三四二	九六八、八七二
一、七四六、〇一五	一、五六九、六二六
二、一五六、三九三	一、九二九、一七九
二、六七五、七二二	二、四三二、九九六

を

六、四四七、二六八	五、七二五、七三一
七、四七九、三七八	六、七八三、一五五
八、九一〇、六九三	八、二八五、〇九八
一〇、六七八、四九三	一〇、一五八、八四〇
三、二〇九、九七〇	二、九二七、八二三
四、二六四、五八八	三、九三四、七三六
六、二九二、二七三	五、七八七、七六八
八、八〇三、六二五	八、一五六、六七九
一〇、七一〇、九四九	一〇、〇六九、九三四
四〇三、九七九	三八五、六三五
四二六、三一一	四〇七、九六七
六三六、七二五	五八七、二六五
一、一一一、四九八	九六二、〇二八
一、七三二、三三七	一、五五五、九三八
二、一四二、七〇五	一、九一五、四九一
二、六五五、一九〇	二、四二二、四六四

に改め、同条第二項の表

中

四、五六一、二〇一	三、八四六、六二〇
四、六四四、九七〇	三、九六五、七〇三
四、八一二、五〇八	四、二〇三、八六九
五、〇六三、八一五	四、五六一、一一八
二、三〇九、八四五	二、〇三〇、五三〇
二、六〇〇、二九九	二、二八七、四〇三
三、七六六、〇三五	三、二七八、四八六
五、一三三、一六〇	四、五〇二、一七〇
五、七二二、六一一	五、〇八八、五五二
三六三、八一九	三四八、三〇七

を

四、五三三、八二五	三、八一九、二四四
四、六一〇、七五〇	三、九三一、四八三
四、七六四、六〇〇	四、一五五、六九一
四、九九五、三七五	四、四九二、六七八
二、二八九、三二三	二、〇〇九、九九八
二、五七二、九二三	二、二六〇、〇二七
三、七三一、八一五	三、二四四、二六六
五、〇八四、二五二	四、四五四、二六二
五、六四四、一七一	五、〇二〇、一一二
三五六、九七五	三四一、四六三

に改め、同条第九項中「第四十九条の二第二項若

	三六三、八一九
	五五五、一七三
	九五三、二二二
	一、四八八、五八四
	一、七六八、六三四
	二、一三二、四五三

	三四八、三〇七
	五〇八、五四五
	八〇六、五七三
	一、三一五、〇二七
	一、五四四、二五一
	一、八九二、五五八

	三五六、九七五
	五四八、三二九
	九四六、三六八
	一、四七四、八九六
	一、七五四、九四六
	一、一一一、九二一

しくは第三項を「第四十九条の二第一項第二号」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第十四条第一項第二号中「投票管理者を」投票所の投票管理者」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「投票立会人」を「投票所の投票立会人」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 期日前投票所の投票立会人

一日につき 九千六百円

第十四条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 期日前投票所の投票管理者

一日につき 一万二千二百円

第十六条中、「第五条を」から第五条まで」に、「及び第十項を除く」を「を除く」に改め、「第十項並びに」を削る。

第十七条第一項中「及び第十項を除く」を「を除く」に改め、「第十項並びに」を削る。

附則第四項中「第四十九条の二第二項若しくは第三項を」第四十九条の二第一項第二号」に、「第三条第十九号」を「第三条第二十号」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十四条第二項を」第四十四条第三項」に、「不在者投票等」を「不在者投票」に改め、同条の表第四十四条第一項の項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に改め、同表第四十九条第一項第一号、第二号及び第四号の項中「第四十九条第一項第一号」を「第四十八条の二第一項第一号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)  
第八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改め、同表の二の項中「第四十九条」を「第四十八条の二及び第四十九条」に改める。

別表第四の一の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第九条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「投票所」の下に「期日前投票所を含む。以下この条において同じ。」を加える。  
第八条を次のように改める。

(投票の特例)  
第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場において、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条の二第二項の表	第五十三条第一項	
閉鎖しなければ	状態にしなければ	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十三条第一項
入れさせる場合	入れさせる場合又は当該電磁的記録式投票機を用いて投票させる場合	状態にしなければ
開かなければ	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十三条第二項
第五十三条第二項	投票箱を開いた場合は	投票箱を開いた場合は又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合は
第五十五条	投票箱を開いた場合は	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて



第五十三条第一項

閉鎖しなければ  
適用される第五十五条

第五十三条第二項

の閉鎖  
閉鎖し、かつ、電磁的記録式投票機  
(地方公共団体の議会の議員及び長の  
選挙に係る電磁的記録式投票機を  
用いて行う投票方法等の特例に関す  
る法律第二条第二号に規定する電磁  
的記録式投票機をいう。以下同じ。)  
を投票できない状態にしなければ

第五十五条

投票箱

投票箱、投票の電磁的記録媒体(地方  
公共団体の議会の議員及び長の選挙  
に係る電磁的記録式投票機を用いて  
行う投票方法等の特例に関する法律  
第四条第一項第五号に規定する投票  
の電磁的記録媒体をいう。以下同  
じ。)、投票を複写した電磁的記録媒  
体(同法第十条第二項に規定する投  
票を複写した電磁的記録媒体をい  
う。以下同じ。)

第五十六条

投票箱を送致する

投票箱、投票の電磁的記録媒体又は  
投票を複写した電磁的記録媒体を送  
致する

その投票箱

その投票箱、投票の電磁的記録媒  
体、投票を複写した電磁的記録媒体

第十三条の次に次の一条を加える。  
(公職の候補者が死亡した場合等の特例)

第十三条の二 第三条の規定による投票を行う選挙について、第十二条の規定により読み替えて適  
用される公職選挙法第八十六条の四第五項から第七項までに規定する事由が生じた場合において  
は、第三条の規定にかかわらず、政令で定める期間、電磁的記録式投票機を用いた投票を行わな  
いものとし、同法第四十五条、第四十六条第一項、第四十八条及び第四十八条の二の規定により  
投票を行うものとする。

理由

選挙人の投票しやすい環境を整えるため、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について  
在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいた

ま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正を行うほか、所要の規定の整備を行う必要があ  
る。これが、この法律案を提出する理由である。



第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第二号 平成十五年五月十六日

平成十五年五月二十二日印刷

平成十五年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K